

発電側課金の状況について

第 6 回 制度設計・監視専門会合
事務局提出資料

2025年2月28日



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本日の内容

- 発電側課金は、小売電気事業者が全て負担していた送配電設備の維持・拡充に必要な費用について、需要家とともに系統利用者である発電事業者の一部の負担を求め、より公平な費用負担とするものとして、2024年4月より導入されたところ。
- 本日は、発電側課金に係る制度運用の状況として、「①発電側課金の中間とりまとめの改定」について御審議いただくとともに、「②一般送配電事業者に対する手続きの改善要望」について御報告を行うもの。



1. 発電側課金の中間とりまとめの改定について

2. 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

2023年4月以降の追加整理事項に対する中間とりまとめへの反映・改定について

- 発電側課金については、2016年より制度の詳細設計に関して議論・検討を進め、その検討結果を踏まえて2023年4月に「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を公表し、2024年4月に導入された。
- また、中間とりまとめ以降、**発電側課金**に関しては以下の内容が追加で整理されているところ。
- 本追加整理の内容に関して、**中間とりまとめ**に追加で反映及び改定を行うべく、その内容について御確認いただきたい。

<2023年4月の中間とりまとめ以降に整理した事項>

時期	整理内容
2023年6月 第86回制度設計専門会合	➤ 各市場・取引における発電側課金の転嫁 ➤ 発電併設蓄電池における発電側課金の扱い
2024年8月 第100回制度設計専門会合	➤ 発電側課金における制限中止割引の廃止
2025年1月 第553回電力・ガス取引監視等委員会	➤ 発電側課金における災害時の特別な措置

※なお、2024年4月の発電側課金の導入に当たっては、2023年6月の追加整理内容は反映されたものとなっている。

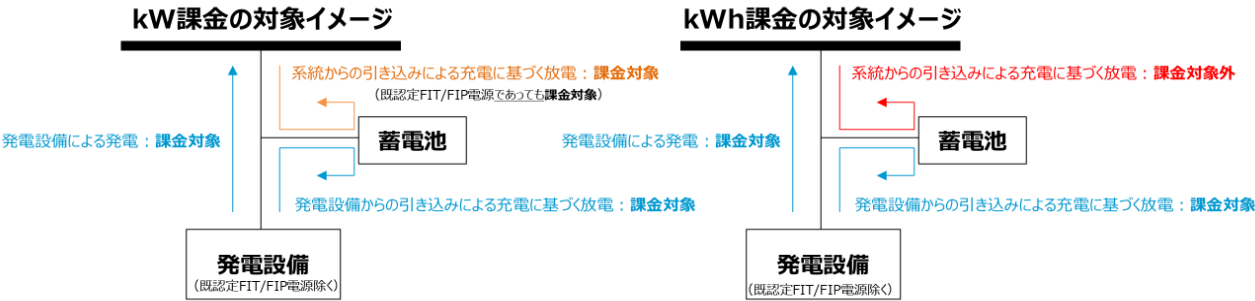
改定案の内容①（発電併設蓄電池における発電側課金の扱い）

- 中間とりまとめにおいて、今後検討するとされた発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱いは、**第86回制度設計専門会合（2023年6月開催）**において追加的に整理されたところ。
- 具体的には、発電併設蓄電池の発電側課金は「kW課金（固定料金）は、他の電源と同様の課金対象」とし、「kWh課金（従量料金）は、蓄電池の系統からの引き込み分以外が課金対象」とする等※、課金方法を明確化する整理がされたもの。 ※併せて既認定FIT/FIP併設蓄電池の扱いについても明確化を行っている。

発電併設蓄電池を設置した場合の発電側課金の扱い

第86回 制度設計専門会合
（2023年6月）資料9-1

- 基本的には、発電併設蓄電池を設置した場合のkW課金は、原則どおり課金する。
 - ※ 1. ただし、調達期間等内の既認定FIT/FIPは、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となるため、調達期間等内の既認定FIT/FIPに蓄電池を併設する場合のkW課金の対象は、発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電部分となる。課金対象部分の算出に関しては、当該既認定FIT/FIP電源と蓄電池の発電設備容量で案分し、蓄電池分を課金対象として算定してはどうか。
- 他の電源との公平性の観点から蓄電池のkWh課金については免除と整理されているため、基本的には、発電併設蓄電池を設置した場合のkWh課金は、蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電以外（＝発電設備からの発電分）が対象となる。
 - ※ 2. ただし、調達期間等内の既認定FIT/FIPに併設して蓄電池を設置する場合は、当該既認定FIT/FIP電源に関して、調達期間等が終了してから発電側課金の対象となることに留意が必要。
 - ※ 3. 発電併設蓄電池の系統からの引き込みによる充電に基づく放電の量を算定するに当たって、正確な数値や実際の電力量に近い数値の算定が難しい場合、同地点において系統から引き込んだ電力量を基に、蓄電池が系統から引き込んで放電する電力量を算出する方法もあり得るのではないか。



※ なお、FIP併設蓄電池の系統からの充電は、新規FIP併設蓄電池は2024年4月に可能となり、既認定FIP併設蓄電池については2025年4月に可能となる予定。

改定案の内容②（発電側課金における制限中止割引の廃止）

- 発電側課金では、緊急時の作業停止や設備故障時における出力制御など、送配電設備起因かつ出力制御の予見性がない場合において一定の割引（制限中止割引）が行われることとされていた。
- 他方、制限中止割引対応に係るコスト削減等の観点から、2024年1月に変更認可された託送供給等約款において、**需要側の制限中止割引は2024年度末に廃止されることとなった。**
- **以上の経緯を踏まえ、第100回制度設計専門会合（2024年8月）において、発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様の措置を執るのが合理的であり、需要側と同様に2024年度末をもって廃止することと整理※されたもの。** ※ 2025年4月適用の託送供給等約款において規定されることとなっている。

発電側課金における制限中止割引の取扱いについて

第100回 制度設計専門会合
(2024年8月) 資料4

- 発電側課金における制限中止割引は、以下の観点から**需要側と同様の措置を執るのが合理的であり、需要側と同様に2024年度末をもって廃止する※**こととしてはどうか。
 - ① 発電側課金における制限中止割引は、需要側と同様に送配電都合により送配電設備を利用できないことを踏まえ、**需要側の制限中止割引と同じ水準・内容で措置**されたこと。
 - ② 需要側の制限中止割引の廃止理由を踏まえると、**コスト削減効果を発現するには発電側においても同様の措置を執る必要がある**こと。
 - ③ 過去の制度設計専門会合での議論では、生活や事業活動等に不可欠な電気を消費している需要側における供給停止と比較して、**発電側の出力制御を保護する必要性は相対的に低い**という考え方が示されており、**発電側課金の制限中止割引が存続する合理性は乏しい**こと。

※発電側における災害時の特別な措置については、一般送配電事業者側からの託送供給等約款の変更申請を経て、電力・ガス取引監視等委員会で今後審査される予定。

改定案の内容③（発電側課金における災害時の特別な措置）

- 発電側課金における制限中止割引が廃止されることを踏まえ、**第553回電力・ガス取引監視等委員会（2025年1月）において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を考慮し、同等の仕組みを備えた代替措置として、需要側と同様に発電側課金における災害時の特別な措置を託送供給等約款で備えることとするについて確認※されたもの。** ※2025年4月適用の託送供給等約款において規定されることとなっている。

（2） 災害時の特別な措置に係る規定の追加

① 変更内容

これまで災害特例措置として実施してきた措置に以下の点を拡充し、需要側及び発電側における災害時の特別な措置に係る規定としてそれぞれ追加。

- ・ 発動条件: 災害救助法の適用又は激甚災害として指定された場合、かつ一般送配電事業者へ申込みを実施のうえ受領された場合
- ・ 適用条件: 被災から電気を全く使用していない場合
- ・ 割引率: 4 % / 日

② 理由

上記（1）のとおり、需要側及び発電側の制限・中止時の割引が廃止されることを踏まえ、需要側については、総合資源エネルギー調査会／電力・ガス事業分科会／第72回電力・ガス基本政策小委員会（令和6年3月29日開催）において、当該割引が実質的に災害時における被災者の負担軽減策で機能してきた実態等を踏まえ、同等の仕組みを備えた代替措置として、これまで災害特例措置として実施してきた内容とあわせて、災害時の特別な措置を2025年4月1日までに託送供給等約款に規定することと整理されたため。また、発電側についても、需要側での整理と同様に、災害時の特別な措置に係る規定を追加するもの。

第553回 電力・ガス取引監視等委員会
一部抜粋・追記（2025年1月）資料3

改定案の内容④（各市場・取引における発電側課金の転嫁）

- 発電側課金においては、**発電事業者が発電費用の一部として適切に転嫁できなければ、制度変更に伴う費用負担を発電側で一方的に負うこととなってしまう。**
- そのため、**第86回制度設計専門会合（2023年6月）において、各市場・取引における発電側課金を転嫁する際の扱いを明確化したもの。**

各市場・取引における発電側課金の転嫁

第86回 制度設計専門会合
（2023年6月）資料9-1
一部修正

- 各市場・取引における発電側課金の転嫁に関しては、以下のとおりの整理とする。

市場・取引	発電側課金の転嫁に関して
スポット市場	応札価格に織り込むことが可能 (限界費用にkWh課金分を織り込む)
時間前市場	応札価格に織り込むことが可能
先渡市場	応札価格に織り込むことが可能
ベースロード市場	応札価格に織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁の審議会において整理済み
容量市場	応札価格にkW課金分を織り込むことが可能 ※資源エネルギー庁、広域機関の審議会・検討会において整理済み
需給調整市場	応札価格に織り込むことが可能 (調整力 kWh 市場の限界費用にkWh課金分を織り込む。また、調整力ΔkW市場の固定費回収のための合理的な額(=B種の「一定額」)にkW課金分を織り込む。)
相対取引 (常時バックアップ含む)	取引価格に織り込むことが可能 ※「相対契約における発電側課金の転嫁に関する指針」(転嫁ガイドライン)を策定済み

※上記スライドに関して相対取引については「相対契約における発電側課金に関する指針」を2024年1月に策定・公表済み。また、需給調整市場の転嫁に関しては、2024年3月の需給調整市場ガイドライン改定後、固定費回収済みのA種電源の一定額は「0.33円/ΔkW・30分」に変更されており、限界費用参照ではなくなったため、記載内容について所要の修正を行っている。

「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」の改定について

- 以上の追加整理があったことを踏まえ、**発電側課金の各関係事業者への適切な制度周知の観点から、資料7-2及び資料7-3のとおり「発電側課金の導入について 中間とりまとめ」を改定することとしたい。**なお、改定にあたっては、**所要のパブリックコメントを実施したい。**
- 改定した**中間とりまとめ**については、改定後速やかに電力・ガス取引監視等委員会の**発電側課金制度に係るホームページ**で公表・掲載し、**制度周知等に活用していくこととしたい。**

○HP掲載イメージ



特設ページ



● URL : <https://www.egc.meti.go.jp/info/public/news/20241210001b.html>



1. 発電側課金の中間とりまとめの改定について

2. **一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について**

一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について

- 第4回制度設計・監視専門会合（2024年12月）において、発電側課金のアンケート・ヒアリング調査で確認された**一般送配電事業者に対する手続きの改善要望**について御報告したところ。
- 同要望について、**送配電網協議会及び各一般送配電事業者に改めて検討の進捗状況について確認**したところ、その結果としては以下のとおり。
- **既に対応が完了した事項が確認されており、また、対応可能時期の目途が整理されるなど一定の検討が進んだ事項も確認された。今後も、改善要望の進捗状況について、確認を継続していく。**

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第4回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への 確認結果
・発電側課金関連データの「計算結果明細一覧」ファイルについて、ある地点にて遡及案件が発生した場合に、小計＋その他精算額等＝請求金額とならない場合があるため、同ファイル内で整合性が取れるように変更いただきたい。	➤ 同ファイル内で整合性が取れるように対応予定。	➤ 同ファイル内で整合性が取れるようにすることで対応済み。
・現在、代理回収実施後にインボイス帳票（請求機能なし）が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更を御検討いただけないか。	➤ 既に対応済み、または、今後電子化することで検討している一般送配電事業者もいるところ。その他一般送配電事業者においても実施することについては、今後詳細の検討が必要となる。	➤ 今後電子化することで検討しているとされていた一部の一般送配電事業者について、2027年度目途に対応することで検討中。 ※なお、その他一般送配電事業者においても実施することについては、実施の可否も含め、引き続き詳細の検討中。

一般送配電事業者に対する手続きの改善要望の状況について（続き）

<要望の概要と確認結果>

要望の概要	前回の一般送配電事業者への確認結果 (第4回制度設計・監視専門会合)	今回の一般送配電事業者への確認結果
・検針日ごとの3つのExcelファイル(総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧)が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。	➤ 各新電力にもヒアリング実施したところ、大規模事業者では大量データをRPAで処理するためCSV、小規模事業者ではCSVでは文字化けが生じることからExcelを志向しているなど、事業者の立場によっても差異があるので、統一化するとしても今後慎重な検討が必要となる。	➤ 今般の各新電力からの要望を踏まえると、中長期的にはCSVとExcelファイル形式の双方に対応するシステム改修をすることが望ましいと考えているが、費用対効果等の観点を踏まえつつ、その対応の可否も含めて、早期に検討を進める。 ➤ 当面の対応としては、各一般送配電事業者において、文字化けの解消方法やCSVとExcelの相互の変換方法に係る説明資料の提示などの丁寧な支援を早期に実施することとしたい。
・相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。	➤ 上記と同様にCSVとExcelを志向する事業者がそれぞれいるため、今後慎重な検討が必要となる。	
・発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者に結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。	➤ 他エリアの形式と揃えることで対応可能(対応完了時期は今後精査)。	➤ 他のシステム改修案件と調整を図りつつ、実施時期については引き続き検討中。

(参考) 前回の制度設計・監視専門会合での報告事項①

第4回 制度設計・監視専門会合
資料5 (2024年12月)

(3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について

- 前出のアンケート及びヒアリングにおいて、今回の調査対象の小売への転嫁に留まらず、**発電側課金に係る一般送配電事業者に対する手続きの改善要望が複数寄せられたところ。**
- 同要望について、送配電網協議会及び各一般送配電事業者に共有の上、その詳細及び改善の可否等について確認を行ったところ、回答内容としては以下のとおり。
- 一定の改善が可能とする回答が確認された一方で、**今後その実施の可否も含め、継続的に慎重な検討を行う必要があるとの回答も確認された。**

<要望の概要と回答結果>

要望の概要	一般送配電事業者からの回答
・発電契約者として買取料金との相殺可否判定を実施して、一般送配電事業者の結果を返却することとなっているが、一部のエリアで相殺可否判定結果を記載する欄がプルダウン選択となっており、1件ずつ個別に手作業を実施する運用となっており業務上負担となっているので、他エリアの形式と揃えられないか。	➤ 他エリアの形式と揃えることで対応可能(対応完了時期は今後精査)。
・発電側課金関連データの「計算結果明細一覧」ファイルについて、ある地点にて遡及案件が発生した場合に、小計+その他精算額等=請求金額とならない場合があるため、同ファイル内で整合性が取れるように変更いただきたい。	➤ 同ファイル内で整合性が取れるように対応予定。

(参考) 前回の制度設計・監視専門会合での報告事項②

第4回 制度設計・監視専門会合
資料5 (2024年12月)

(3) 一般送配電事業者に対する手続きの改善要望について (続き)

<要望の概要と回答結果>

要望の概要	一般送配電事業者からの回答
・検針日ごとの3つのExcelファイル(総括表、計算結果一覧、代理回収結果一覧)が作成されるが、一部エリアのみ、計算結果一覧及び代理回収結果一覧ファイルがCSVでの提供となるため、要望事業者の社内でRPAなどを活用して効率的に業務処理を行う際に支障となっているので、ファイル形式はExcel等に統一化できないか。	➤ 各新電力にもヒアリング実施したところ、大規模事業者では大量データをRPAで処理するためCSV、小規模事業者ではCSVでは文字化けが生じることからExcelを志向しているなど、事業者の立場によっても差異があるので、統一化するとしても今後慎重な検討が必要となる。
・相殺不可の回答結果の送信の際に、CSVのみしか登録できないエリアとExcelでも対応可能なエリアがあるが、Excelも受けつける形としてもらえないか。	➤ 上記と同様にCSVとExcelを志向する事業者がそれぞれいるため、今後慎重な検討が必要となる。
・現在、代理回収実施後にインボイス帳票(請求機能なし)が発電所の地点ごとに後追いで送付されているが、原本を紙ではなく電子データとする運用の変更をご検討いただけないか。	➤ 既に対応済み、または、今後電子化することで検討している一般送配電事業者もいるところ。その他一般送配電事業者においても実施することについては、今後詳細の検討が必要となる。

※その他発電側課金の支払い手続き等、個別対応が必要な要望についても、各一般送配電事業者に伝達しており、今後継続的に詳細の確認・検討いただくこととしている。

15

- ## ○資料イメージ

発電所課金計算イメージ（概算）
※東京電力K12標準値の例

（前引A-1とB-1が同時適用されたと仮定）

<Kw課金>

Kw課金標準値 87.01円/Kw・月 （東京電力K12標準値）	－	割引率値 （30.86円＋ 48.99円） /Kw・月
×		
100Kw（発電所の定容量）－ 変容時に100Kw		
＝		
716円 （7.16円/Kw・月×100Kw）		

<Kwh課金>

Kwh課金標準値 0.28円/Kwh	×	15,000Kwh （東京電力K12標準値）
＝		
4,200円 （0.28円/Kwh・月×15,000Kwh）		

者と一般送配電事業者の受給料金精算において発電側課金をお支払いいただく形となります。

10

特設ページ

発電側課金の発電者向け説明資料

- 15

(参考) 前回の制度設計・監視専門会合での報告事項③

第4回 制度設計・監視専門会合
資料5 (2024年12月)

(2) 発電側課金の制度・転嫁に係る情報周知の改善について(続き)

- また、第100回制度設計専門会合において、オブザーバーより、発電契約者(小売電気事業者)として「発電者への説明における負担軽減のため、既存の発電者向けの説明資料が御用意いただければありがたい」との御意見をいただいたところ。
- 前出のアンケート及びヒアリングで各発電契約者に確認したところ「個別の発電者(特に小規模な事業者)ではそもそも制度を知らないため、説明用資料として、審議会資料等を基に制度の趣旨と概要をコンパクトにしたものと、代理回収手続きの実務を盛り込んだ既存資料があるとありがたい」との御意見をいただいたところ(現状、発電契約者が独自に資料作成等しているとのこと)。
- 以上を踏まえ、関係小売電気事業者、発電事業者及び一般送配電事業者と協力の上、当該説明資料を作成中であるため、完成次第、電力・ガス取引監視等委員会及び各一般送配電事業者のホームページに掲載することとしたい。

○資料イメージ

発電側課金の発電者向け説明資料(例)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業制度企画室
2024年12月

各一般送配電事業者における発電側課金の課金単価等

一般送配電事業者における発電側課金の課金単価等は、以下となります(2024年12月時点)。
該課金単価等は2024年度～2027年度の4年間同一で、以後5年ごとに見直されます。

金の支払いスキーム・代理回収の仕組み

課金は、系統利用者である発電者にも送配電関連費用に与える影響(受益)に応じた費用負担を求めであり、その支払義務については個別の発電者が持つこととなります。

発電側課金については、発電量調整供給契約の仕組みを活用して、発電者にお支払いいただく形で、発電(ランニンググループ)以下(発電BG)とする。)に属して一般送配電事業者と直接には発電供給契約を締結していない発電者については、原則として、発電BGの代表者(発電契約者)経由で一般送配電事業者にお支払いいただくこととなります(代理回収)。

事業者と直接契約を締結する場合は、基本的に、発電者と一般送配電事業者の受託料金精算において発電側課金をお支払いいただく形となります。代理回収にあたっては、内閣府制度運用の観点から、発電者より発電BGの代表者に支払う発電側課金相対買取に係る債務を相殺できることとされております。

供給契約の仕組みを活用した課金・回収

○一般送配電事業者との契約について

○発電側課金の支払いと回収に関するイメージ